

柏市民納骨堂 合同墓使用規則

第一条(規約の目的)

株式会社柏市民納骨堂が設置した合同墓を使用するにあたり、納骨及び供養に関する必要な事項を含め、その管理運営が適切に行われるよう制定する。

第二条(使用の資格)

- (1) 合同墓は宗教の宗旨宗派を問わず使用できる。
- (2) 合同墓へは俗名での納骨もできる。

第三条(申込みの手続き)

- (1) 合同墓の契約は「生前契約」と「遺骨を埋葬する契約」がある。
- (2) 合同墓の契約を希望する者は、柏市民納骨堂所定の「合同墓「きずな」申込書・埋葬申込書」に必要事項を記入の上、必要な書類を提出し、定められた合同墓使用料（以下、「使用料」という）を所定の時期までに納付しなければならない。
- (3) 使用料を納付後、柏市民納骨堂の承諾を得た者は「契約証明書」「埋葬証明書」「寿陵証明書」のいずれかを受領し合同墓の契約者（以下、「契約者」という）となる。

第四条(契約の条件)

- (1) 宗教法人の檀家であった場合は、当該宗教法人からの許可をもらい離檀した後でなければ契約できない。
- (2) 「遺骨を埋葬する契約」の契約者は近親者・後見人・行政それに準ずる団体でなければならない。
- (3) 「生前契約」は合同墓使用者本人が契約者でなければならない。
- (4) 合同墓使用の権利を他人に譲渡することはできない。

第五条(使用料)

- (1) 使用料の支払い方法・支払い料金は柏市民納骨堂が別に定める規定によるものとする。

第六条(銘板)

- (1) 銘板への刻字は任意とし、刻字料は柏市民納骨堂が別に定める規定によるものとする。
- (2) 銘板には戒名或いは俗名を刻字の上、合同墓周囲の芳名板に設置する。
- (3) 銘板への刻字は一枚につき一名とする。

第七条(納骨の条件と制限)

- (1) 合同墓には、人骨(焼骨)以外の納骨はできない。
- (2) 副葬品(個人の愛用品)は納骨できない。
- (3) 合同墓へ納骨した後の遺骨返還には応じられない。
- (4) 柏市民納骨堂の承諾を得ず、他寺院の導師による法要儀式は行えないものとする。
- (5) 合同墓への納骨は柏市民納骨堂の指定の日時に行う。但し指定の条件を満たし柏市民納骨堂からの許可を得た場合はその限りでない。

第八条(規則の改正)

- (1) 本規定は関連法律・条令の改正があった場合、改定することがある。
- (2) 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変により、契約金額の単価が著しく不適当であると認められる場合は規則の改定を行う。

第九条(補則)

- (1) 本規定に定めのない事項については法令の定め等による他、必要に応じて柏市民納骨堂が協議し決定する。

第十条(反社会的勢力の排除)

契約者または埋葬者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当してはならない。

- (1) 暴力団員等が実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (2) 自己、親族もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (4) 契約者または埋葬者が実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

付則

1. 本規定改定は令和3年1月1日より施行する。(宗教法人に属する家族との契約)
2. 本規定改定は令和3年2月1日より施行する。(第十条 反社会的勢力の排除)
3. 本規定改定は令和5年7月1日より施行する。(第五条 使用料、第六条 銘板)